

健発 0130 第 2 号
令和 5 年 1 月 30 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 11 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ① ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として、以下のものを追加することとする。
 - ・ 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- ② その他所要の改正を行う。

第二 施行期日

この省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとする。